

駒場公園茶室・和室指定管理者制度実施方針

1 本方針の位置づけ

駒場公園茶室・和室については、平成18年4月に「住民サービスの向上」と「経費の効率的な活用」を目的として指定管理者制度を導入した。指定にあたっては、公募の特例により、従前からの委託業者が運営管理を行っており、令和6年3月末で指定期間が終了する。

本方針は、令和5年4月1日付けで改正された「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき、次期指定管理者候補者の選定に当たって選定方法・指定手続き等の基本的事項をまとめたものである。

2 施設の概要

(1) 設置目的

本施設は、目黒区立公園条例第1条の目的である「区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与すること」に基づき、駒場公園の歴史的経緯を踏まえ貴重な文化財として保全・管理している公園特殊施設である。

(2) 概要

ア 所在地：目黒区駒場4丁目3番55号

イ 開設時間：午前9時から午後4時まで

ウ 休園日：月曜日（祝日の場合はその翌日）

1月1日から4日まで及び12月28日から31日まで

エ 現行指定管理者：公益社団法人目黒区シルバー人材センター

3 選定に関する基本的事項

(1) 対象施設

目黒区立駒場公園茶室・和室

(2) 選定方法

公募によらず継続とする。

(3) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき指定期間は5年（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(4) 継続の理由

駒場公園和館については、国との公有財産無償貸付契約により、区が建物の保全・管理を行っている。平成25年8月には国の重要文化財に指定された。

また、平成27年3月には文化庁、東京都と協議し、保存活用計画を策定し、公開活用に向けて様々な施設整備を行っている。

現行の指定管理者は、これまでの経験から施設を熟知しており、文化財としての

適切な保全や、保存・修復整備事業の円滑な履行が期待できる。さらに、これまで施設見学者に対して歴史や建築に関する専門的な案内を実施しており、今後より知見を有する見学者が増えた場合にも対応できる。

また、現行の指定管理者は、指定管理者制度を導入した平成18年度以降、運営評価でも堅実に成果を挙げており、水準を超えるとの評価がされている。また、利用者や歳入は増加しており、事業の継続性や安定性が発揮されている。

現行の指定管理者は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定される公益法人であり、身近な地域で就業の機会を提供し、高齢者が働くことを通じて、活力ある高齢社会、地域社会づくりに貢献することを目的としている。高齢者の雇用の安定促進の観点から、また、高齢化社会への対応として地域活性化・経済危機対策を行っていることから、現行団体に継続して指定を行う。

(5) 評価組織

「都市整備施設指定管理者選定評価委員会」(以下、「選定評価委員会」という。)において継続に関する総括的な評価を行う。選定評価委員会は、学識経験者等外部の委員を含む構成員とし、今回指定期間を更新する都市整備部所管の施設を一括して評価する。

(6) 評価方法

継続に当たっては、基本方針に基づき公募の特例として次のアからウにより総括的な評価を行う。

ア 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度の状況を含む）

令和5年度に「目黒区都市整備施設指定管理者運営評価委員会」が実施する
令和4年度運営評価結果

イ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果

(ア) 評価方法

評価にあたっては、評価基準を作成し、次期指定期間中の事業計画が適切に実施されるか、それにより適切な住民サービスが提供されるかなどについて、指定管理者から提出された事業計画、収支予算計画などを基に選定評価委員会が評価を行う。具体的には、評価基準の項目別に評価点を出したうえで合計点を算出して評価する。

(イ) 評価基準

【サービスの実施に関する事項】

- a 運営方針に基づき施設の設置目的に沿った適切な運営管理が行われるか。
- b 施設の管理運営は適切に行われるか。
- c すべての利用者の平等な利用の確保が図られるか。
- d 利用者の声を反映する仕組みになっているか。

e 被雇用者の技術向上や待遇等研修体制が整っているか。

【経営能力等に関する事項】

- a 管理を安定的に遂行する物的・人的能力があるか。
- b 個人情報適切に管理できるか。
- c 情報公開に対して適切に対応できるか。
- d 安全管理が適切に行われるか。
- e 環境に配慮する積極的な姿勢があり、取組は適切か。
- f 管理運営経費の効率化が図られているか。

【施設の効用に関する事項】

a 施設の効用を高めるような提案はあるか。

(ウ) 評価に係る報告書

- a 次期指定期間中の事業計画
- b 収支予算計画

ウ その他、施設の実情に応じ判断する上で必要な事項

(7) 評価結果の取扱い

区長は選定評価委員会の総括的な評価結果の報告を受け、継続の適否を決定した上で、指定管理者候補者として議会に指定の議案を提出し、議会の議決を経て指定管理者を決定する。

なお、現行指定管理者を継続指定する場合であっても、事業計画書等の評価結果については公表する。

4 指定手続き等に関する基本的事項

(1) 管理業務の範囲

- ア 利用の承認、不承認その他の利用に関する事務
- イ 施設等の保全及び維持管理に関する事務
- ウ その他、指定管理業務仕様書の定めるとおり

(2) 指定期間

区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき指定期間は5年（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、覚書等により個人情報の保護を図る。併せて指定管理者は個人情報の取り扱いに関する規定を作成し、個人情報の保護を図る。

(4) 利用料金制

採用しない。

(5) 指定管理者の継続的な評価

指定管理者による管理の実施状況を評価するため、指定管理者は毎年事業報告書を提出するとともに、利用者の満足度等に関するアンケート等を実施する。指定管理者から提出された事業報告書及び利用者アンケート等に基づき「目黒区都市整備施設指定管理者運営評価委員会」で管理運営状況を継続的に評価する。

5 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであるため、地方自治法第92条の2及び第142条(同条を準用する場合を含む)並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長(副区長へ準用)並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、条例に基づき兼業を禁止している。

6 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・選定評価委員会での評価 | 令和5年10月上旬 |
| ・継続の適否の決定 | 10月中旬 |
| ・指定議案提出 | 11月 |
| ・指定管理者の指定、選定結果の公表 | 12月以降 |
| ・協定締結 | 令和6年4月1日 |
| ・管理の開始 | 4月1日から |